

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を 実現するための施策の推進に関する法律

関係政省令

1. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第七号）
..... P. 1
2. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律施行令（令和元年政令第八号）
..... P. 2
3. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律施行規則（令和元年内閣府令第四号）
..... P. 6
4. 国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会
を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年文部科
学省・国土交通省令第一号） P. 8
5. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令
（令和元年国土交通省令第五号） P. 11

○令和元年政令第七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日は、令和元年五月二十四日とする。

○令和元年政令第八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令

内閣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第九条第三項並びに第十八条第二項及び第三項並びに附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（管理委託の手続）

第一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定によりその所管に属する民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人（同項に規定する指定法人をいう。次条において同じ。）に委託するときは、契約書において次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- 一 管理を委託する民族共生象徴空間構成施設の名称及び所在地
- 二 管理の委託を開始する年月日
- 三 管理の方法
- 四 管理の委託の条件
- 五 その他必要な事項

（管理責任の移転の時期）

第二条 法第九条第一項の規定により管理の委託を受けた指定法人（以下単に「指定法人」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該管理を委託された民族共生象徴空間構成施設（以下「受託施設」という。）の管理の責任を負う。

（指定法人の義務）

第三条 指定法人は、受託施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 指定法人は、受託施設について、水害、火災、盗難、損壊その他受託施設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要な応急の措置を講じなければならない。

（他の用途への使用等）

第四条 指定法人は、受託施設について、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させる行為（第七条第一項第二号において「他の用途への使用等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。

ただし、国土交通大臣又は文部科学大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでない。

2 指定法人は、前項本文の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 使用又は収益の対象となる受託施設の範囲
- 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 四 使用又は収益の期間
- 五 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件
(滅失又は損傷の場合の報告)

第五条 指定法人は、天災その他の事故により受託施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を書面で当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 当該受託施設の名称及び所在地
- 二 被害の程度
- 三 滅失又は損傷の原因
- 四 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容
(改築等の制限)

第六条 指定法人は、受託施設について改築、増築その他の工事（当該受託施設の構造に変更を及ぼすものに限る。次条第一項第二号において「改築等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置を講ずるときは、この限りでない。

(管理台帳)

第七条 指定法人は、受託施設について次に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

- 一 第一条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 他の用途への使用等又は改築等の有無及びその概要

2 指定法人は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を管理台帳に記載しなければならない。

(管理状況の報告)

第八条 指定法人は、受託施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第九条 法第十八条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
- 三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(商標登録出願の手数料の軽減)

第十条 法第十八条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示
- 三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(権限の委任)

第十一条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 北海道知事は、法の施行の際現に法附則第二条の規定による廃止前のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関す

る法律（平成九年法律第五十二号）附則第三条第一項の規定により管理している同項に規定する共有財産を、厚生労働省令で定めるところにより、同条第三項の規定による請求をした共有者に返還するものとし、このため、その返還をするまでの間、これを管理するものとする。

（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令の廃止）

第三条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令（平成九年政令第二百十九号）は、廃止する。

○令和元年内閣府令第四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項及び第二項第四号、第十一条第一項、第十五条第一項及び第三項並びに第四十三条の規定に基づき、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

（アイヌ施策推進地域計画の認定の申請）

第一条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の規定により認定の申請をしようとする市町村（法第一条に規定する市町村をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 アイヌ施策推進地域計画（法第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画をいう。以下同じ。）の工程表及びその内容を説明した文書
- 二 法第十条第三項の規定により聴いた同条第二項第二号に規定する事業を実施する者の意見の概要
- 三 法第十条第五項に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる図書
 - イ 内水面さけ採捕事業（法第十条第五項に規定する内水面さけ採捕事業をいう。以下同じ。）を実施する区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - ロ 内水面さけ採捕事業に使用する漁具の図面及び当該漁具の使用方法を説明した文書
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（アイヌ施策推進地域計画の記載事項）

第二条 法第十条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 アイヌ施策推進地域計画の名称
- 二 法第十五条第一項の交付金（第四条第二号及び第五条において「交付金」という。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

三 アイヌ施策推進地域計画が法第十条第九項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

四 アイヌ施策推進地域計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

五 法第十条第四項に規定する事項を記載する場合には、同項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

六 法第十条第五項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

(アイヌ施策推進地域計画の変更の認定の申請)

第三条 法第十一条第一項の規定によりアイヌ施策推進地域計画の変更の認定を受けようとする市町村は、別記様式第二による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該アイヌ施策推進地域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第十一条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第四条 法第十一条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 市町村の名称の変更

二 交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間(法第十条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。次条において同じ。)の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策推進地域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(交付金の交付の方法等)

第五条 交付金は、交付金を充てて認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業(法第十条第二項第二号に規定するものに限る。)を行おうとする年度ごとに、認定市町村の申請に基づき、交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業又は事務、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

附 則

この府令は、法の施行の日(令和元年五月二十四日)から施行する。

別記様式第1(第1条関係) (略)

別記様式第2(第3条関係) (略)

○令和元年文部科学省・国土交通省令第一号

国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第三項、第二十二条第二項、第二十四条及び第四十三条の規定に基づき、国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第三項の国土交通省令・文部科学省令で定める場所及び施設）

第一条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の国土交通省令・文部科学省令で定める場所は、北海道白老郡白老町の区域内の国土交通大臣及び文部科学大臣が定める場所とし、同項の国土交通省令・文部科学省令で定める施設は、次に掲げるもの（その敷地を含む。）とする。

- 一 国立民族共生公園
- 二 国立アイヌ民族博物館
- 三 慰霊施設
- 四 前三号に掲げる施設を管理するための施設その他前三号に掲げる施設の効用を全うする施設
（指定の申請）

第二条 法第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 法第二十一条に規定する業務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度における貸借対照表
- 三 役員の名簿及び履歴書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 法第二十一条に規定する業務の実施に関する基本的な計画
- 七 法第二十条第二項第三号に該当しない旨を証する書類

八 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第三条 指定法人（法第二十条第三項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）は、同条第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程の認可の申請)

第四条 指定法人は、法第二十二条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る民族共生象徴空間構成施設管理業務規程を添付して、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2 指定法人は、法第二十二条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程で定めるべき事項)

第五条 法第二十二条第二項の国土交通省令・文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法に関する事項
- 二 民族共生象徴空間構成施設の入場料等に関する事項
- 三 民族共生象徴空間構成施設の公開日時に関する事項
- 四 民族共生象徴空間構成施設管理業務を行う事務所に関する事項
- 五 民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する書類の管理に関する事項
- 六 その他民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第六条 指定法人は、法第二十三条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

2 指定法人は、法第二十三条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更しようとする理由

(区分経理の方法)

第七条 指定法人は、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理について特別の勘定を設け、民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。

2 指定法人は、民族共生象徴空間構成施設管理業務と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第八条 指定法人は、法第二十七条第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者の氏名又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任の場合にあっては、その者の履歴
- 三 解任の場合にあっては、その理由

2 役員を選任に係る前項の申請書には、役員として選任しようとする者が法第二十条第二項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を証する書類を添付しなければならない。

(検査員証)

第九条 法第二十八条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則（平成九年総理府令・文部省令第一号）は、廃止する。

別記様式（第九条関係）（略）

○令和元年国土交通省令第五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第四十二条第一項の規定に基づき、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令を次のように定める。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（附則第一条において「法」という。）第二十八条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。